

## 議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成27年12月21日（月）

開 会（午前10時0分）

### 【議 事】

#### （1）改定に係る提案の取り扱いについて

西沢委員長

今日は矢作委員が欠席していることから、ここで結論を出していくということが非常に難しい。協議内容を後日矢作委員に伝え、会派の中で検討していただいて次回その結論を得ていくというような形にしたいと思っているが、よろしいか。

（委員了承）

第9条の議員と市長等執行機関の関係について、第1号にある「広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため」を削除してもいいのではないかという公明党からの提案ですが、これについて御意見をお願いします。

赤川委員

削除する理由は何か。

西沢委員長

一問一答を導入した経緯は、目的が市民にわかりやすい議会にしていこうということで、わかりやすさというのを追求して一問一答形式を導入してきた経緯から、実態に合わせるようにした方がいいのではないかという

ことです。

荻野委員

一般質問については、一問一答で行う議員がほとんどである。先日の廣瀬先生の報告会でも、条文の文言と実態がずれてきているような印象があるが、その点について見直した事例があるか質問したところ、一問一答の方式を基本とするというような条文もよろしいのではないかということでした。現状では違和感があるので、その辺も踏まえて会派としては若干見直しをしてもいいのかなと思う。一般質問通告書の様式も一括、初回一括、一問一答となっているが、一括の人はまずいない。本来は、通告書のフォーマットも初回一括と一問一答でいいのかなと思う。

石原委員

今定例会では、4人の方が初回一括で行った。初回一括と一問一答の両方を行った立場から申し上げると、わかりやすさは皆さんの共通認識だと思うので、どういうやり方でわかりやすさを伝えるかというのは、自主性の範疇になってくるのではないかなと思う。どういう伝え方をするかというのは今もやっていることなので、特段ここで何か新しくというふうには考えていない。

西沢委員長

条文は現状のままでいいという提案か。

石原委員

そのとおりです。

赤川委員

現状のままでいいと考えている。

西沢委員長

ここについては、現状のままでいいのではないかという話と今の実態に即した条文に変えてもいいのではないか、一問一答を基本としというような表現に変えてもいいのではないかという提案があったということを伝えて、次回までに最終的な案を提案していきたいと思います。次に、第2号の反問権だが、反問権についてはいろいろな議会で規定しており、大津市議会基本条例第18条では確認の機会の付与等ということで、市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものと規定している。反問権の運用については、現状では議会運営委員会の中で質問の確認をする範囲にとどめると申し合わせているが、その範囲を若干超えているような反問も許可しているという実態があります。その辺をどう条例の中で規定していこうかということだが、これについてはどのように考えているか。

入沢委員

我が会派としては、大津市議会みたいにあえて確認というような、ある意味縮小させる文言を入れるということは、いかがなものかと考えている。

西沢委員長	会派の考え方としては、フルセットの反問ではないが、執行部側と議会が本会議の場である程度活発な討議が行えるようなことも考えた方がいいということか。
入沢委員	そこまでフルセットなものを議運で認めるべきだというわけではない。その辺の解釈の仕方はこれから議運で話せばいいのであって、あえて文言で狭めて確認と規定するまでではないかなと思う。
西沢委員長	議会運営委員会の申し合わせと条文の間にずれがあるのではないというのであって、このずれをどうするかということについてはどうか。
石原委員	申し合わせ事項と議会基本条例では、本来的にどちらに重きを置かれるのか。
西沢委員長	議会基本条例です。
石原委員	申し合わせ事項で確認としてあって、条文で反問権があったら、条文に反問権が残っていることについては、あまり問題にならないのではないのか。
西沢委員長	議会運営委員会の中でそういう申し合わせを行った経緯については、き

ちんとした反問を認めるとするならば、一般質問中における時間の取り扱いをどうするかということについても関わってくる。反問時間が30分も続いた場合、質問者の質問時間が削られる恐れがあるので、流山市議会は時間を止めて反問を許すというような取り扱いをしていた。今、議会運営委員会の申し合わせはあるけれども、条例上に反問と書いてあるのだから、執行部側としては反問してもいいではないかということも言える。議会としては申し合わせで確認にとどめるというけれど、実態はそれ以上のことも許しているわけであり、今はそういう問題が起きていないかもしれないけれども、今後、反問の時間が長すぎるとき、議会が混乱する可能性がある。そういう意味では、どう取り扱っていったほうがいいのか、そこはきちんと特別委員会の立場から議会運営委員会に意見を付けていかなければいけない。

赤川委員

実際に、理事者側が質問者の時間を制限する可能性がある場面も散見されるので、確認という言葉を入れてもいいのかなと思う。議会として、申し合わせだけだと議運で議論してうやむやになってしまうということで、文言を入れるということでいいのではないかな。もちろん議運の中で了解されるという前提だが、特別委員会としては改正案を上げてもいいのかなと考える。

荻野委員

この条は、制定当時も反問ということと質問の趣旨を確認することがで

きるという両論になった部分で、最終的には現在の条文になった。条文の中にも、その論点を整理するためと書いてあるので、実態として逸脱していることもあるかもしれないが、そういう事例があった場合には議長の判断なり議運で協議するというので、条文としてはこのままでいいのかなと思う。

西沢委員長

条文でそんなに縛りを入れなくてもいいのではないかという意見か。

荻野委員

反問という言葉のイメージと実態がうまく合っていない部分があるのかなと思う。

西沢委員長

もっと基本的に、所沢市議会では何を求めているのかというのをはっきりさせた方がいいのではないかという考え方、例えば、自由討議を活発にやろうということがある。他市からの視察で、自由討議はどういうところで行っているのですかと聞かれる。本会議場で自由討議をやるようなイメージを他市議会の人には持っているが、委員会ではかやらない。本会議場でもっと活発な議論をするようなものをイメージするのか、ある程度一定の秩序を保ちながら議論を進めていく議会をイメージするのかというのもある。もうちょっと執行部との討議、議論を活発にしてもいいんじゃないかという考えが裏にあるのか、それとも現状がいいんじゃないかという考えがあるのかということもあると思うが、そういうのをイメージすると反

問のあり方もまた違ってくると思うが、その辺についてはどうか。

荻野委員

個人的には、もっと本当の反問もあっていいのかなと思うが、なかなかそこまでいってしまうと合意形成も難しいところもある。

赤川委員

自由討議は自由討議という項目がありますから、それを使ってもらうような形がいいと思う。ただ、反問はある程度制限が必要だと思う。

西沢委員長

後で矢作委員にも確認するが、ここはこれまでどおり議会運営委員会の確認事項のようにやっていくという考えでよろしいか。

(委員了承)

議会運営委員会には、反問については確認の範囲にとどめるということでの確認事項どおりということよろしいか。

(委員了承)

次に、第10条の閉会中の文書による質問について、至誠自民クラブから条文案が出ていますが、これについてはどうか。

入沢委員

速やかにであるとか全議員に通知するとあるが、これは実態として行っていることである。これに関して、申し合わせや他のところに依拠するよなものはあるのか。

西沢委員長

現在、閉会中の文書による質問については、どういうふうに取り扱っているのか。

事務局

閉会中の文書による質問については、ちょうど今定例会前に市民文教常任委員会が交通事故について行いました。閉会中の委員会において、交通事故が多いということで、急遽文書質問をお決めいただき速やかに市長部局に文書による質問を送付し、その回答を皆様のお手元にお送りしたところです。実際には、執行部とのやりとりの中で回答期限を定めることにはなろうかと思いますが、今回に関しては開会前に合わせてできるだけ早く回答してもらいたいということで、開会直前に返ってきたと聞いております。

西沢委員長

回答期限や回答されたものの取り扱いについて、特に定めはないのか。

事務局

閉会中の文書による質問は、委員会において全会一致で決定したものについて行う等の取り決めはありますが、手順について特段定めたものはありません。

西沢委員長

定めたものはないが、実態として質問と答えはホームページで公開しているのか。



事務局

最終的には全議員に配付し共有していただくということはあろうかと思いますが、市民に公表という部分については確認しておりません。

西沢委員長

東日本大震災のとき、一般質問を取り止めた議員について、これを使ったことがあったと思うが、ホームページには載っていないのか。

事務局

これについては、ホームページで公開しております。その後、平成26年7月に市民環境常任委員会で入込観光客数に関する質問がありましたが、このような個別の事例に関しては専用のコンテンツを持っておりませんので、お知らせはしていないものと思います。

西沢委員長

現状では、明確なやり方は確立されていないということなので、先ほどの入沢委員の特段の定めはあるのかとの質問について、答えは特段ないということになります。四日市市議会は第16条第2項で、議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならないと規定し、第3項では市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに応えなければならないと規定している。閉会中の文書による質問そのものを規定している議会は少なく、我が市議会の制定時も特色のある条文であった。それでは特段意見がなければ、第2項、第3項でこの条文を入れていくということによろしいか。

(委員了承)

条文については後々精査するかもしれませんが、趣旨はこういう趣旨で載せていきます。それから決定ではありませんので、矢作委員にも伝えて次回に最終決定をしていきたいと思えます。

次に、第11条の議会審議における論点情報の形成について、第2項の政策説明資料の後に、事業評価資料を追加するという提案です。決算資料について、もう少し細かい資料を出してもらってもいいのではないかとこの提案ですが、いかがでしょうか。

入沢委員

期の長い議員によれば、今は資料がいろいろとあり昔と比べたら隔世の感があると話をされていました。事業評価資料というのは、具体的には何か。あえて事業評価資料を追加するまでもなく、これは話し合いで解決できるのではないかと思う。

石原委員

事業評価資料というのは、実際にはどういったものを考えているのか。

西沢委員長

決算のときの行政報告書が決算書と合っていないから、リンクするように作り直してほしいというのが趣旨です。行政報告書は所管別に作成していることから、比較するときに非常に見づらいということがある。決算の款項目に合わせて作れないのかなというのが趣旨だったんですけど、それを条文に書くのは難しいのでこのような提案になってしまいました。これについては、趣旨が伝わればこのままでも構いません。

荻野委員

特に決算の部分ということか。

西沢委員長

予算というよりは決算です。条文はあえていじらないで、議運で提案して議長経由で申し入れてもいいです。

荻野委員

決算の見直しはしていないことから、そういった意見があったということとは伝えてもいいと思う。

赤川委員

条文には落とさないが、最終的な意見として入れてもいいと思う。

西沢委員長

次に、第11条に第3項として議員が予算を伴う条例案を提案するとき、必要に応じて、市長と協議するという項を作ったらどうかという提案です。これは、名古屋市議会基本条例の中に入っている条文なんです。ちょっと手元に資料がないので、事務局からお願いします。

事務局

名古屋市議会基本条例第8条の予算等に対する議会の役割について、第1項は、議会は、予算編成過程又は市政に係る重要な政策等の提案過程において、可能な限り、議会が必要とする資料提供等を求めることができる。第2項は、議会は市長が、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成す

るように求めることができる。第3項は、議会は、予算又は市政に係る重要な政策等の提案を受けたときは、必要に応じて、市民の意見を聴取する会を開催するなどにより、市民の意見を審議に反映させる。第4項は、市長等は、予算の調製又は市政に係る重要な政策若しくは施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。第5項は、議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議すると規定しております。

西沢委員長

所沢市議会では、政策条例を制定する流れができつつありますが、議会には執行権がありません。予算を伴うような条例提案はできないという地方自治法上の縛りがありますので、そうなってくると議会が提案できるのは、常に理念条例的なものになってしまいます。その範囲にとどまらないような条例案も提案する方法はないかということで、名古屋市会では第5項を設けたそうです。実際に、そういう提案を条例可決したこともあるそうで、そのときは市長と話し合っ、ある程度協議が整った段階で条例案を提案したということです。実際に執行権がない議会が提案しても、執行部側がやらないと言ったら、もう実行可能性はないわけですから、当然市長部局との協議は必要になってきます。それをこの第3項に入れることによって、政策条例を提案する動きが活発化すればいいなという趣旨で提案しました。これについて、意見はありますか。

荻野委員

名古屋市会の運用状況はどうなっているのか。

西沢委員長

1つ条例を作ったみたいですが。ただ、議会基本条例そのものが、河村市長が誕生した頃に危機感を持って作られたという経緯はあったみたいですね。

入沢委員

これがあるのは、名古屋市会だけか。

西沢委員長

全部調べているわけではないので、わからない。

入沢委員

改定と言うよりも、非常に大きな新規項目だと思う。なかなか他市でも例がないことから、ここで議論をしてすぐに決められるものではないかなという思いはある。

西沢委員長

自由民主党・無所属の会として、議会が政策条例をどんどん提案しているということについて、どのような考えを持っているのか。

入沢委員

理念的なものになってしまうかもしれませんが、政策条例を制定していくことはいいことだと思っています。しかし、予算が伴うものであって、市長と協議をするという条項を設けるとするのは、なかなかそこまでは合意形成できていないということです。

西沢委員長 合意形成については、ここでこれから行うことである。

石原委員 現行では、全く予算の協議はできないのか。

西沢委員長 今までやったことがないのではないか。所沢市議会65年の歴史の中で、条例はダイオキシンと歯科口腔の2本しか作ってないですから。それで間違いないか事務局に確認したい。

事務局 ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例と所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例の2本です。

石原委員 それは予算の執行を伴わない条例ということか。

西沢委員長 理念条例みたいなものです。

石原委員 今回の地方自治法の中でも、協議ができるような規定がある。地方自治法第222条に予算を伴う条例、規則等についての制限ということで、第1項には普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提

出してはならないとある。それから、第2項には普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならないとあるので、必要な予算上の措置が適切に講ぜられることとなるというのは両者の協議ということにはならないのか。行政実例の解釈運用のところに、議会の議員が予算を伴う条例案その他の案件を提出する場合は、本条（第222条）の趣旨を尊重して運営されるべきものであって、あらかじめ執行機関と連絡の上財源の見通しを得る必要があるようになっていたので、ここを根拠にしてそういった協議はできるのではないか。

西沢委員長

これについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

地方自治法の第222条は、予算を伴う条例についてはセットで出さなければいけないという、執行部にも規制というか縛りをかけているものです。一方、議会についても予算の編成権がありませんので、条例の制定に当たっては、予算を伴うものについてはセットで出さなければいけないという規定の中で、編成権を持つ市長と協議をしなければいけないというような行政実例になろうかと思います。

西沢委員長

平成26年の3月議会で、国民健康保険特別会計予算と国民健康保険税条例の改正案が否決されることがあったが、これも予算と条例をセットで出している。我々は予算案は出せないが、その部分は言い方を変えれば、予算を伴う条例案を議会は提案できるということか。

事務局

平成26年の国民健康保険税条例の改正の際は、市民環境常任委員会で条例を否決すべきものと決し、その後、予算特別委員会で国民健康保険の当初予算について審査を行い、結果的には予算特別委員会でも予算案については否決すべきものと決したということがあります。予算編成の範囲をどこまでと解釈するかというところで、議会は修正という作業はできるかもしれませんが、もともとの編成という部分はありませんので、新たなものを議会から出すことはできないかなと解釈いたします。

西沢委員長

予算を伴う条例提案は難しいということか。

事務局

新たに予算案を編成することは、議会にはできないかなと考えます。

西沢委員長

なぜ名古屋市会は、議会基本条例に入れることができたのか。

事務局

地方自治法第222条の規定に従って、議会で条例改正なり新規制定を考えた場合に、そちらの予算上の問題に関しては市長との協議を経て提案



する、そこを名古屋市会は条例上に明記したということだと思います。

西沢委員長

条例は議会でも出せることから、市長と協議して市長提案の議案を出してもらおうという趣旨ではないということではないか。

事務局

予算を伴うようなものでない限り理念的な条例になってしまうということもあって、名古屋市会は地方自治法で本来であれば協議するところを、改めて議会基本条例に明記したと考えられます。

赤川委員

名古屋市で制定した条例というのは、どういう条例でどれぐらいの予算を伴っていたのか。

西沢委員長

調べてみないとわかりません。

赤川委員

議会としてできることとしては、今までも提案したことがあるが、予算の組み替え動議がある。予算の修正をしてそれが成立すれば、当然執行部は重んじるというか絶対的な執行権はないので、ある程度効力がある。議会としては、そういう予算を修正するという形で予算の提案に替えるということがある。ただ、そのときも議論したが議会は当然予算の提案権はないので、あんまりにも大きいとやり過ぎだが、ある程度の額であればいいのではないかという議論があった。

西沢委員長

あれは額ではなく、増額修正なのか減額修正なのかという議論だった。減額修正ならば提案された予算をどこか削ればいいだけの話で、それは繰越になるが、増額だとその予算をどこかから引っぱってこないといけないから、かなり大変な作業になるという議論だった。だから、予備費の範囲内でできるぐらいの提案の方がいいのではないかという議論だった。

赤川委員

地方自治法上は増額で、それは認められないというわけではない。そういうやり方も議会としてあるということである。

事務局

組み替えは、具体的に予算のどこどこの数字を直すということではありません。実質的に、予算の組み替え動議については議会の意思というような形で取り扱い、実際の予算の変更は市長がされるという形になるかなと思います。

西沢委員長

組み替え動議は、交渉のテクニックの1つに過ぎない。修正案の提案ともまたちょっと違う。地方自治法上の解釈でできないと言われてきた部分が、そうじゃないんだと行政実例にもあるわけです。だから、この第3項を付けることによって、さらに政策条例の提案を磨かせればいいのではないかと思う。このことについては、どうでしょうか。

赤川委員 歯科口腔条例も、最初公明党からの提案では予算措置みたいなことが書いてあったと思うが、どうか。

西沢委員長 頑強な抵抗に遭いましたが、入れなければ意味がないということで歯科口腔条例の最後の条項に入れました。

事務局 所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例第9条に財政上の措置等ということで、市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとするとして規定しております。

西沢委員長 これは解釈上、予算を伴う条例を提案したことにはならないと考えるが、いかがか。

事務局 こちらは、いわゆる理念条例という解釈でよろしいかと思えます。

西沢委員長 もう一度調べておきますが、名古屋市会が提案したのは、保育料に関わる条例だったような気がする。それはあくまでも予算とリンクするので、市長と協議をして決めたということだった。たとえば、犬猫糞尿放置禁止条例を議会で提案して作ったとします。糞尿を放置し発見した場合に飼い主に対して罰則規定を作って、過料を科したとします。仮に過料を科すよ

うな条例を作った場合には、予算を伴うわけです。今までは提案してこなかったけれども、やってもいいんじゃないか。今までは理念だったため、してはならない、とか、このように努める、という条例の提案だったが、もう少し現実に即したのも提案できるのではないか。

赤川委員

あとは例えば、市民の自治会活動の条例などを作り、こういう場合には補助金をつける、というようなところまで提案できるのではないか。

西沢委員長

あくまでも執行権は理事者側にあるわけですが。提案するのはよいが、協議が成立しないと執行が伴わない。

赤川委員

条例を可決した場合、それは執行しなければならない。その辺の関係で、自治法上、執行権がない議会がそういうことは出来ないように定めているのでは。ただ、提案にはいろいろあると思う。

西沢委員長

もう一度、名古屋市会の例を調べておきます。

赤川委員

議会による積極的な提案というのは趣旨としてはよいが、大きな問題でもあるので、もっと議論した方がよいと考える。

西沢委員長

わかりました。それでは、名古屋市会の例を調べておきます。何を提案

して可決したのか、どんな運用になっているか、確認しておきます。

荻野委員

次に、第12条の議員間の自由討議において、第2項に出席要求についての定めがあることに違和感があります。この辺りを検討した方がよいと考える。

石原委員

元々はなぜここに規定しているのか伺いたい。

荻野委員

解説にもあるとおり、議員間の討議を重視した議会運営を進めるためと  
いうことが目的です。

西沢委員長

出席要求を最小限にとどめるというのは、制定時に他にあまり例がなかったと記憶している。

荻野委員

条文としては入っているだろうが、実際の運用上どこまでやっているのかについては議論しなかった。

西沢委員長

当時の一般質問は、一括方式で行っていた。初回一括方式を見れば分かると思うが、答弁者が自席から出てくる時間がもったいない、という議論があった。そのため、効率的な議会運営をするためには余分な答弁者は必要ないのでないか、ということでこの条文が提案された。第2項をこの条

から外すとなると、独立して条立てすることになるか。

荻野委員

もしくは、見出しを変えるという方法もあります。

西沢委員長

このことについても、案を考えておいて欲しい。

(委員了承)

次に、第13条政策討論会に進みます。条例制定時の政策討論会の目的は、共通認識を醸成するということだった。ただ、4回実施したが、市民の皆さんから政策討論会の結果をどのように取り扱うのか、というご意見が多々あり、きちんと政策形成のサイクルに乗せるべきではないかという議論があった。昨年ようやく、政策討論会実施要綱が改正されて新しいものになった。要綱の内容を紹介願いたい。

事務局

(所沢市議会政策討論会実施要綱を読み上げた。)

西沢委員長

このように要綱を改正したものです。では至誠自民クラブから提案されているので、趣旨を伺いたい。

荻野委員

現行の条文に、共通認識を醸成するため、と定めていますが、制定時も廣瀬先生から、抽象的なのでもっと肉付けした方がよいというご意見をいただいていた。結果的にそのまま制定されましたが、制定後に実際の

運用が始まった中で要綱も改正され、目的も明確化したので、それを受けて基本条例の条文も具体的なものにした方がよろしいのではないか、という事で今回提案しました。

西沢委員長

従来の共通認識の醸成という言葉は残したまま、政策立案及び提言を推進する、というものが今回新たに肉付けされているという条文の提案になっている。民主ネットリベラルの会からの提案はどういうものですか。

赤川委員

会派の提案は、至誠自民クラブの条文案に全て含まれています。

入沢委員

至誠自民クラブの条文案は、委員会でも政策討論会ができる、実態に即していくということでよいと思うが、「積極的に」という、促すような文言については考慮したい。方向性としては分かるが、委員長の判断によって委員会として活動の差が出てくるものであり、積極的にと条文で定めるのはいかがなものかと思います。委員会としての自主性に任せた方がよい、というのが会派の考えである。

西沢委員長

積極的にという表現が自主性を阻害する、という意見ですね。

荻野委員

「積極的に」がないほうがよいのなら、それでもよい。

西沢委員長

「積極的に」がなければよいということか。

入沢委員

なければ結構です。

西沢委員長

外すと民主ネットリベラルの会の趣旨は反映されなくなるのではない  
か。

赤川委員

外すことによって成立するなら、なくてもよいが。

荻野委員

要綱に、年一回以上開催するものとし、と規定があるので、これで担保  
されるのならいいです。

西沢委員長

「積極的に」を外せば、自由民主党・無所属の会は新しい案でよいのか。

入沢委員

よいです。

西沢委員長

「積極的に」を外すという提案の趣旨が、委員会ごとの差がついてしま  
うからということだけでは報告しにくい。自主性に任せるということは今  
更さら言われなくとも委員会というのはそういうものである。「積極的に」  
がいない、という理由づけは何か。



入沢委員	委員会の意思ですから。促す、積極的に、という表現は。
西沢委員長	個人の人生観に合わないとか、趣味ではないとか、そういうレベルの理由ではなかなか報告しづらいものがある。
入沢委員	「積極的に」をとっていただかないと会派をまとめきれない。逆に、どうしたらよいか伺いたい。
西沢委員長	外すのはよいが、理由はないのか。
荻野委員	元々入っているものをとるとなると、相応の理由が必要です。
入沢委員	自主性、と入れていただければ結構です。
荻野委員	たとえば、条文には「積極的に」を入れるけれども、解説に自主性を重んじながら、と入れてはどうか。
入沢委員	解説、趣旨及び解釈、とは根拠として力のあるものか伺いたい。地方自治法に対する行政実例のようなものか。
事務局	いわゆる逐条解説は重たいとか軽いということではなく、今回の議会基

本条例に関しても趣旨及び解釈という形で制定に併せて委員会で確認していただいた部分だと思います。各条文に関しては簡潔だったり明瞭だったりということもあり、条文では説明しきれないところや、制定の過程の中で確認がとれたこと等を説明するという部分であろうかと思えます。法的にどうかということはもちろんないかと思えますが、先日の議会報告会の中でもこの解釈に触れた部分もございましたので、今回も基本条例改定に当たっては、趣旨及び解釈も含めてご検討の必要はあろうかと思っておりますし、この委員会の議論の過程も含めて市民の皆さんにわかりやすいような形でお示し出来ればよろしいのではないかと思います。

西沢委員長

今までの議会基本条例の中にも、積極的に政策討論会を行うものとする、と規定しており、その積極的を外すということは、一歩退けたな、という印象を与えることにもつながると思う。やはり、それ相応の理由がなければならぬと考える。

荻野委員

解説の件について、解説の部分は議決部分ではないが、委員会の中では全会一致で作ったものであり、議論の中でなかなか条文に落とし込めなかったが、委員会が出た意見の中で解説に入れたというものがたくさんあります。そういった処理の方法もあるのではないかと考える。

入沢委員

既に明記されているものをとるということは、委員長のおっしゃったこ

ともつながると思われるので、解説の方に自主性を重んじながら、と入  
れていただきたい。

西沢委員長

では、至誠自民クラブの提案をもとに進めていくという方向でよろしい  
か。

(委員了承)

次に、第14条委員会の運営について協議します。至誠自民クラブの提  
案により、趣旨説明を願いたい。

荻野委員

第2項の正副委員長連絡協議会について、制定時にはあまり具体的なも  
のを想定していなかったが、運用が始まり、定着してきた。設置するこ  
とができるという条文の表現と実態とが合っていないので、表現を変える提  
案をさせていただいた。

西沢委員長

民主ネットリベラルの会ではいかがか。

赤川委員

第21条に落とし込んだので、ここではなくて結構です。

西沢委員長

現在は定期的には開催している。設置することができる、ということ以上  
のことを行っているということだが、ここはいかがか。

石原委員	現議長は定期的を開催しているが、前の議長の時ほどのようにしていたのか伺いたい。
西沢委員長	議会報告会で市民の皆さんから出された意見をどのように処理していくか、ということを正副委員長連絡協議会で振り分けをしようということで、定期開催していた。
荻野委員	なぜ条文化されたかという、所沢保健所が狭山市に移転するという問題が起きたときに、当時の所管が総務常任委員会と教育福祉常任委員会にまたがるということで、合同で議論したいということになり、今後もこのような問題が増えるのではないかということがあった。現在の協議会は当初と違った使われ方になっていて、メインは議会報告会での意見を各所管に振り分けるために開催されている。前議長のときは定例会中一回開催だったが、今は開会前にも開催している。
赤川委員	中身が変わったのは、各委員会がどういうことをやっているのか、という情報共有の場になっているということで、少し進化したものである。
入沢委員	第2項は、必要に応じての文言を加えるということか。
西沢委員長	加えるというよりも全体的に変えるということではないか。

荻野委員 設置することができるを、開催するものとする、に変えるということ  
す。

入沢委員 前議長の際は各会期一回開催だったのが、今は倍に増えたということだ  
が、実際に行われていることですし、実態に即してやっていることなので、  
至誠自民クラブの案で問題はないと考える。

西沢委員長 それでは第2項については、変えていくという方向性でよろしいか。

(委員了承)

次に第1項について。至誠自民クラブの提案はどのような趣旨か。

荻野委員 現行の規定に重なる部分もあるが、まず、今の規定がなぜできたかとい  
うと、かつて閉会中に一度も委員会を開催しなかった委員長がいたため、  
常に問題意識を持って、という規定が作られた。今回提案したものは、戸  
田市議会の条例を参考にしています。第1項と重なる部分もありますが、  
政策形成サイクルもできてきたので、このような規定も入れてはどうかと  
いうことで提案をした。

西沢委員長 7月30日資料の他市の事例を見ると、流山市議会の書きぶりに少し似  
ているかと思います。至誠自民クラブからは、ここに積極的に政策提言を

行うよう努めるものとする请加えたらどうか、という提案ですね。

荻野委員

新たに一項を追加するか、現行の第1項に付け加えるという方法でもよい。

西沢委員長

所管事務調査とか、政策提言とか、もっと活発にやりましょうという趣旨でよいか。

荻野委員

あまり活発と言ってしまうと、なかなか受け入れられないかもしれないが。

入沢委員

戸田市議会の条例を参照しているが、これについて会派から意見があり、先ほどの委員長の自主性の話につながるが、あまりにも具体的過ぎるのです。年間の活動テーマを設定するとか。他の市議会の条文を見てもここまで具体的ではない。過去に一度も開催しなかった方もいるかもしれないが、それは委員長の判断によるものであり、それぞれの委員長の判断に任せていきたい。あまり具体的な事柄を規定するのはいかがかと考える。

石原委員

現行の条文でもかなりきつい、強い表現だと思います。そこに付け加えることをしなくても、これ自体で強い要請があると思います。これに則っていれば、特に新しいものをつける必要性まであるのかどうかと考える。

赤川委員	委員会の役割を考えると、市長提出議案の審査に加え、具体的な政策立案、提言を行っていくということがこれから重要になってくると考えます。これでも弱いくらいだと考えるので、至誠自民クラブの提案でよい。
西沢委員長	趣旨を追加するという意味であり、この言葉を入れたいということではないか。
荻野委員	表現はなんでもよい。
赤川委員	「年間活動テーマ」という言葉については外してもよい。
西沢委員長	常任委員会というのは、付託された議案の審査が一つの役割としてあり、それとともに、積極的な政策提案を行っていくということもあるのでないか、という趣旨だと捉える。その両方を条文に取り入れたらどうか、という考え方について、自由民主党・無所属の会の意見を伺いたい。
入沢委員	委員会で積極的に政策提言をしていくという流れだが、あまり具体的にせず、趣旨に沿うように文言を変えるとするとどのようになるのか伺いたい。

荻野委員 一番重要なところは政策提言などの部分なので、そこが入っていれば年間活動テーマの文言はなくてもよいかと考える。

西沢委員長 会津若松市議会の第14条の規定のような、政策立案及び政策提案を積極的に行うよう努める、といった表現でも可能か。

荻野委員 大丈夫です。

赤川委員 問題ないです。

西沢委員長 では、こういった表現を付け加えるということでは、いかがか。

入沢委員 積極的に努める、ということか。

西沢委員長 「積極的」が必要かは議論の分かれるところだが、委員会における政策立案及び政策提案をもっと行っていきましょう、という趣旨の文言を付け加えたらどうか、ということです。

入沢委員 先ほどと同じように、解説に自主性に委ねるとか重んじるというようなことを入れるのはいかがか。会派としては、委員会での政策提言に関しては、やらないという判断も委員長の判断として良しという考え方もありま



す。努めるものとするとなると、そうしなければいけないのかな、と委員長も考えてしまうので、あくまでも委員長が必要ないと思えば閉会中の委員会活動をやらない委員長もいるかもしれない。そののところをどうしても担保していただきたい。

西沢委員長

それは我々が担保を残すかどうかということを経論する範疇ではない。委員会というのは、自主性を持っている組織であり、委員長及び委員でどうしていくかと決めていくものなので、条文上積極的に行うと書いてあってもなくても委員会の自主性があるわけである。ただ、議会としての在り様、姿勢を表現していくことではないか。

入沢委員

個人的にはよいと思う。ただ、できれば解説に先ほどと同じように自主性の文言を入れていただきたい。

西沢委員長

書いてもよいが、格好悪い、恥ずかしいものでは困る。あえてこんなことを書くの、というような。

赤川委員

市民が見て、議会はもっと積極的に働くべきだ、という要請もある。これを市民が見てどういうふうに思うかということも大事ではないか。

西沢委員長

ご意見はご意見なので。とりあえず、まず、政策立案及び政策提言を積

極的に行うというような文言を新たに加えることについてはこの方向でよろしいか。

(委員了承)

逐条解説については、あらためての議論としたい。

(委員了承)

次に、第17条議員研修の充実強化について協議したい。第2項の「議会」を「議会及び委員会」に修正というのは、委員会でもできるようにという趣旨だったと思うがいかがか。

荻野委員

実態としては委員会で企画・実施していますが、形式上は議長が主催し、委員会というよりも最終的には議会全体としています。昨年、私が所属していた委員会で研修会を行おうとした時に、執行部から委員会にそのような機能はないのではないかと指摘を受けたことがあった。そういうことであれば、基本条例の中に委員会という言葉を入れることによって、その辺りもクリアできるのではないかとということで提案させていただいた。実態としては委員会が企画・実施しているので、そこまでのこだわりはないが検討願いたい。

入沢委員

委員会が研修会を行う権限がないと事務局から指摘されたとのことだが、実態として行っている。なぜ、出来ないものが出るようになったのか伺いたい。

荻野委員

事務局からの指摘ではなく、その時の研修会は執行部にも声掛けをしたので、その際に委員会の機能の中にはそういうものはないのではないかと、というようなことを執行部から言われたらしい。

石原委員

その時の開催方法は議長主催になったのか、それとも開催しなかったのか。

荻野委員

実情は委員会が主体だが、形式上は議会全体の研修会となった。

西沢委員長

事務局に確認したいが、委員会でも研修が出来るようになると、他の例規に影響することはあるか。

事務局

例えば、研修会における執行上の問題に関しては議会を代表する議長にお願いすることになるかと思います。現状はそれぞれの委員会で進めている内容等がございますので、議会の中での決定に関しては委員会が決めたいことをあらためて議員全員の皆さんに共有していただくという意味で、委員会で開催するものが単独の委員会だけで済ましてよいものなのかどうか、ということも含め、議員全員にご案内することで議員研修会として開催しております。決定云々に関しては、特段他に触れる部分はないのではないかと考えております。

西沢委員長

予算上の問題ということか。

事務局

あとは、対外的に、講師とのやり取りや会場確保等、このことは政策討論会等に関しても、今回も政策討論会の中で内容をどこまで委員会の部分だけではなくて、議員全員に共有していただくかということも含めて、第17条に規定する議員の皆さんの資質の向上を図るための施策、事業の内容ということをお考えいただければ、おのずと全体で共有するということはお出でしようかと思えます。委員会で意思を決定していくということは、現状では問題はないかと考えています。

西沢委員長

実態では委員会主催で研修会を実施しているが、その上であえて委員会の文言を入れるかどうかということですね。

入沢委員

委員会で研修会の講師を呼ぶ場合、費用が発生するが、いくらでも呼べるのか。予算はどうなっているのか伺いたい。

事務局

現在は、100条の2の調査委託等も含め、1回5万円で9回分ございます。委員会間の調整等が必要であれば、議題にもありました正副委員長連絡協議会等で共有していただくというのも一つの案かと考えております。

西沢委員長

実態では委員会でも開催しているので、「議会及び委員会」とするのか、今のままでよいのか、ということだと考えるがいかがか。

意見がなければ、現行どおりとしたい。

(委員了承)

もう一つ、議長から研修会を年1回以上開催するという提案があったかと思う。今年は積極的に研修会を開催したが、それまではあまり行わなかった。充実強化に努めると書いてあるが、担保するために年1回以上開催するという規定を設けてはどうか、という提案だったと思う。これも新たな提案として、検討しておいていただきたい。

荻野委員

先ほどの研修会の開催の件で、できれば解説に委員会による開催について載せるようにご検討いただきたい。

西沢委員長

またその時に話し合いたいと思います。

新たな提案について、次回までに資料を皆さんにお配りした上で議論を進めたいと考えている。残りの条文についても、その時に議論することにしたがいかがか。

(委員了承)

休 憩 (午後0時0分)

再 開（午後0時4分）

（2）次回の日程について

西沢委員長

次回の委員会は、2月5日の午後1時30分より開催することよろし  
いか。

(委員了承)

散 会 (午後0時5分)